

令和8年度 エスパス芸術文化助成事業 募集要項

(1) 助成対象者 真庭市内で文化活動を行う団体・個人

① 申請者及び団体は真庭市内に住所を置き、真庭市で活動していること
真庭市外在住の場合は、真庭市で継続して活動すること

② 単なる趣味・同好の活動ではなく、営利を目的としないこと

※予算の範囲内で、10団体程度を予定しています。

(分野別の文化団体、実演芸術団体、NPO法人、実行委員会 等)

(2) 助成対象事業

真庭市民が主体となって行う文化活動の継続や新しい文化・芸術の掘り起こしによる元気な地域を創造する事業に助成します。

市民の文化に対する関心を高める活動や取り組みを期待しています。

① 真庭市の情報発信や情報化の推進に貢献する活動

② 文化の香り豊かな潤いと活力ある真庭市の創造に寄与する活動

③ 共生社会へ向けた取組みと一体的な活動 他

(3) 助成対象期間・申請期間

前期：対象期間 令和8年 4月1日(水)～令和9年 3月31日(水)

申請期間 令和7年11月1日(土)～令和7年12月26日(金)

後期：対象期間 令和8年10月1日(木)～令和9年 3月31日(水)

申請期間 令和8年 5月1日(金)～令和8年 6月30日(火)

○必ず申請期間中で、事業実施前に申請してください。

○後期は予算規模が少なくなる場合があります。

(4) 助成額

① 上限100万円(但し、対象経費の2/3以内)

② 他の助成を受けている場合は、その額を申請事業費から差し引きます。

(5) 申請方法

① 事務局に事前相談をしてください。

② 所定の申請書に必要事項を記入の上、事務局まで持参又は郵送してください。

③ 申請書の様式は(公財)真庭エスパス文化振興財団のホームページからダウンロードできます。郵送をご希望の方はご連絡ください。

(6) 結果通知 採否にかかわらず、文書にてお知らせします。

(7) 選考方法 当助成事業選定委員会において、厳正に選考し決定します。

(8) 注意事項

- ① 備品（5万円以上）購入には使用できません。
- ② 実施団体又はその構成員が請求者となっている経費には使用できません。
- ③ 事業計画が適切であり、会計経理が明確であること
- ④ 文化祭や部活動などの学校行事ではないこと
(補足の表参照)

(9) 順守事項

- ① 政治的、宗教的な中立性を侵す恐れのある運営をしないこと
- ② 公序良俗に反する事業内容にしないこと
- ③ 暴力団との関係、又はその恐れのないこと
- ④ 広く市民一般が平等に参加できるものにすること
- ⑤ 実施計画を綿密に立て、実施にあたっては無計画にならないこと
- ⑥ 財団の名誉をき損し、又は信用を失墜する恐れのないこと

(10) 助成の取り消し等

- ① 事業の実施前に上記に違反した場合は、助成を取り消すことがあります。
- ② 事業等の実施中又は実施後に上記に違反した場合は、以後の助成をお断りする場合があります。

(11) 助成決定後の手続き

- ① 採択された事業は「助成：(公財)真庭エスパス文化振興財団」と公表すること
- ② 活動終了後30日以内に、財団へ活動報告をすること
(内容を審査のうえ、助成金の交付が行われる。)
- ③ 助成決定後に活動内容の大幅な変更または中止する場合には、ただちに財団に報告し手続きを行うこと

(12) 申請書送付先&お問合せ先（事務局:エスパスセンター内）

〒719-3214 岡山県真庭市鍋屋17-1

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団

TEL :0867(42)7000 FAX. 0867(42)7202

Mail:espace@kuse-espace.jp

URL : <http://kuse-espace.jp>

受付時間／9:00～18:00 休館日／毎週水曜日